

皆野・長瀬ロータリークラブ

週報

- ◇例会日
- ◇例会場
- ◇事務所



第1・第2木曜日 12:30~13:30 第3・第4木曜日のいずれか 18:30~19:30
 長瀬レクリエーションホテル 養浩亭
 〒369-1305 秩父郡長瀬町長瀬1446 養浩亭内
 Tel:0494-66-4134 / Fax:0494-66-4134 e-mail:minanaga@chichibu.ne.jp

The Magic of Rotary



第1673回例会 令和6年11月14日(木)

【会長の時間】

高田 富康



皆さん、こんにちは。お忙しい中、明日総合法務事務所グループの澤井修司さん、私は25才の時からお世話になっております。良い話が聞けるとおもいますのでよろしくお願い致します。

私は保険の代理業をしております。まして、考えさせられる事があるかなというお話をさせていただきます。

私より若いのですが、持病を持っている人が、持病の薬で眠くなったのかもしれませんが、140号で反対側に突っ込みました。看板やらブロック、電柱も倒れはしませんでした。そういった事故を起こしました。本人にケガはありませんでした。車についてはワゴン車の修理代が350万程度、電柱、看板等。それに対する保険ですので、それがどうという事はないのですが。

1年前に会っていたのですが、病気が進行していて、奥さんは事故現場に車椅子を持ってきていました。かなり病気が進んだのかなと思いました。警察の人も話していましたが、対向車が大型車であれば、命はなかったかもしれないし、国道ですから歩く人はあまりいませんが、歩いている人がいたならば、死亡事故だったのではないかと。本人は次の車を買うつもりになっていますが、交通事故は自分だけの事ではないので、今回相手がなかったのが良かったけれども、相手がある可能性もあったという事で、私も考えさせられました。病気の事もあるので気を付ける。または車に乗らない。乗っても近場に限定するというアドバイスをするのも私たちの仕事かなと思っております。

私より若いので、ここまで進んでいるとは思いませんでした。私もそこそこの年齢になりましたので、140号を遅く走る車の人があります。私も目も衰えているので、国道で60キロで走るのは速いのかなと感じます。そういった事を踏まえての運転をしていかないと間違いが起きるのかなと。

今回の事故に関しては、考えさせる事があり、適切なアドバイスをするのもいいかなと思いました。

【幹事報告】

畝 徳治



来週は地区大会が開催されます。23日は会長、幹事出席の対象になっています。24日は会員全員が出席対象となっております。5名で参加する事になっておりますので、乗り合わせで行く予定になっておりますので、時間等は例会終了後に話し合いたいと思いますので、よろしくお願い致します。

外部卓話

明日総合法務事務所グループ

代表取締役社長 澤井 修司様



今日は皆野・長瀬ロータリークラブの例会における卓話という事でお招きを頂きました。

講演会やセミナー講師のご依頼を多く頂いており、お話をさせて頂く機会も多いのですが、基本的には遺産相続、遺言書、事業承継などの法律的事柄について解説して欲しいというリクエストのもとにお話しに行く事が多いのですが、今日は何を話しても良いと言われております。創業の地でのお話ですので、創業時からお世話になっている皆様方なので、創業から今までのお話、今後の展望などについてもお話出来ればと思っております。

創業当初からどこに相談したらいいのか分からなかったというお客様の声を多く聞いてきたので、そういったお悩みを抱える地域の皆様の相談窓口でありたいという思いを込めてあなたの暮らしのすぐそばに明日総合法務事務所という屋号商号でもってお仕事をさせて頂いております。

当事務所が選ばれる5つの理由を挙げさせてもらっています。経験と実績という所。2008年に創業してから数多くのお客様から信頼を頂いて、遺産相続、遺言書作成、不動産登記、裁判関係、許認可関係と幅広く請け負ってきました。その中でも相続遺言関連業務は年間100件以上、自動車登録関係は年間1万件以上受託させ



て頂いております。また秩父、寄居、深谷、熊谷に拠点を置いています。今でこそこのような店舗展開ですが、創業の地は皆野町金崎です。5坪ほどのコンクリート打ちっぱなしの何もないオフィスを月3万円で貸してもらい、経費節約のために床のフローリング張り、本棚の製作等DIYで私が仕上げた事務所でした。

創業当時は債務整理、過払い金返還請求、複雑な相続案件などを扱える専門家がこの地域にいなかったため、それらを中心に仕事を頂けるようになり、軌道に乗る事が出来ました。

売り上げも上がって、銀行さんのお付き合いも出来、埼玉りそな銀行秩父支店、小鹿野支店、皆野支店合同の若手経営者の会レックに誘われました。現在はそれなりに中心人物になってきました。埼玉りそな銀行はレックという会とは別に皆野長瀬若手経営者交流会という会もあります。その会は、私はチャーターメンバーになっております。今もまだ参加していますし、皆野長瀬のお客様もたくさんいます。

週末には6才になる娘と長瀬でデートするのがお決まりのコースで、先月は宝登山の一隅舎さんで陶芸体験をして、焼き上がった連絡がありましたので、作品を取りに行こうと思っています。創業の地の皆野、長瀬とはまだつながっておりますし、大切にしていきたいと思っています。

次に業務提携のお知らせという事ですが、令和3年に熊谷で若手の弁護士の先生とアライアンスを組んで明日綜合法律事務所という名前で弁護士事務所を立ち上げました。大手の弁護士事務所法人に所属で司法書士がいる事は結構ありますが、司法書士が先頭に立って、弁護士の先生と提携をするという活動は、全国でも前例がないおもしろい取り組みだと言われています。

地域貢献事業という位置づけで講演会、セミナーの講師活動を積極的にお受けしています。自治体主催のセミナー、金融機関、大手企業、埼玉県商工会連合会経営指導委員さん向けの勉強会講師など大きなサイズのセミナーの講師のご依頼も頂けるようになり、司法書士業界の中でも全国でも有数のところまで来ています。講師活動、イベントでテントを張っての無料相談会をしていた事を認めて頂いたのか令和2年かラジオで法律相談コーナーに定期出演のお声がけを頂き、現在も月に1回出演しています。セミナーの講師の活動、イベント出展だけでもおもしろい司法書士だったのですが、加えてラジオ出演も始めたため、目にとまったようで雑誌、書籍からの取材がありました。

こういった流れを結実する形で講談社さんからオファーを頂き、今年の7月に「あるある田舎相続」という書籍を出版する事が出来ました。かなり時間を割いて、書き上げました。内容も充実しているし、地元の皆さんからの強力な応援もありながら、ご好評を頂いて、出版社の方からもロングセラーを狙えますねと。プロモーションでプッシュしますねと。その効果もあり、現代ビジネスで相続コラムを書かせてもらったり、プレジデントオンラインに記事掲載してもらったりしてもらっています。更にダイヤモンドオンラインにコラムを掲載させてもらう事も

決まりました。東洋経済がもしかしたらという話も出ています。多くの方にお手に取ってもらい、参考にしてもらい、相続争いによって笑顔を失うご家族が減ればいいなという思いであります。

「あるある田舎相続」の資料をお配りしました。ご紹介したいと思います。この本は田舎の相続のあるある事例をたくさん盛り込んで、読む人に分かり易く仕上げられています。事業承継編という中であるある事例として3つを紹介しています。

1. 「家業を継ぐ弟に兄が金をよこせ」

たった数百万円で兄弟が不仲にという

少し悲しい話ですが、一理あるなど思われるような事例を山ほど見ているので、そのあたりまで考えて対策して頂くのが、良いのだろう等事です

2. 「社長亡きあと、自社株を握った妻が大暴走」

自社株は会社の支配権そのもの

株式の持っている会社支配権です。これにはもう少し経営者は敏感であっても良いのではないかとという事例です。

3. 「生前に子どもたちと交わした誓約書がまさかの無効」

法的には有効な生前対策の大切さ

これは、会長がいて、後継者の社長がいて、それ以外に兄弟がいたのだけれども、後継者以外の子ども達には、結婚した時に1千万円ずつ生前贈与をして、受け取りました。相続の際には何もいりません。相続を放棄しますという誓約書に署名捺印させて、金庫に保管して、家族全員がそれを知っていたと。そして相続が発生した時に、こう決まっているので、手続きだけをしてくれと依頼を受けて、遺産分割協議書などをやっていたところ、生前贈与を受けた弟と妹がああ誓約書は紙切れだと言って、一悶着起きると。生前に相続を放棄するという制度がないので、相続放棄という法的な効果は導けないという意味で言うと、その点では紙切れになります。生前贈与として1千万円受け取っているという証拠書類にしかならないと。突っばねる事によって、数千万単位で変わってくる事が起きてきます。金勘定が優先すると、そういう事も起こりうるという事になります。

3つの事例とも、実際に起きた事で、私が関与させてもらった話になります。事業をやられている皆様にとって、こういう事がありうるかもしれないと事を念頭において、残されたご家族がトラブルにならないように準備対策をして頂けると良いのかなと思います。

今後の展望ですが、あるある田舎相続という書籍はご好評を頂いております。田舎相続というフレーズ自体は、価値あるフレーズだと思いますので、田舎相続というフレーズ自体を商標登録出願しています。そして、田舎相続不動産株式会社を立ち上げました。田舎相続には、相続不動産の問題が付いてまわってきます。今まで相続不動産に関しては、法律的側面から相続をサポートしていましたが、年間100件以上相続、遺言関係の仕事を請け負う中で、信頼出来る不動産業者を欲する声が多く、積極的に関与しなくてははいけないという使命感もあって、

この会社を立ち上げました。不動産売買、RE活用を含めた総合的な相続コンサルティング事業を展開出来るかなど。本店が東京都新宿区です。都心のネットワーク、ナレッジ情報を田舎に橋渡しする役割を担って、田舎相続や田舎不動産と言った社会問題を解決する一翼を担えればいいなと思っています。

先日も大滝の田舎相続不動産の相談がきました。話も複雑ですし、不動産の状況も売りやすい物ばかりではなく、古民家の土地と建物、近隣の田畑、山林、墓地、おそらく140号に掛かっているのか掛かっていないのかという公衆用道路地目の地所、県土が引き受け忘れたのか分かりませんが、そういった地所が入り交じっていて、手放せないのだったら、相続放棄をどこかの世代のタイミングでしなければいけないのかなという案件で、遺産相続、相続放棄、相続土地国庫帰属制度、加えて民間売買から地元の林業をやられている方とのネットワークとか諸々の多岐な知識が求められるような田舎相続不動産案件が早速きています。

普通の民間業者では厳しいだろうなという。私でしたら、プラスαの知識が出せるかなと思っているので、ニーズはありそうだなと思っています。

あとは司法書士による法律法務の顧問制度を導入しまして、お陰様で数多くの企業様から顧問のご用命を頂いております。今現在は、顧問先数は埼玉県内1位までできました。埼玉県1位というお陰で、価値が高まって、ラジオで顧問先紹介コーナーを企画したら、それが通りました。普通通るはずはないと思うのですが、埼玉県1位の司法書士がおくる顧問先紹介コーナーをやらせてくれと言ったら、普通は紹介する企業さんからスポンサードを受けて、いくらかでももらってくださいと言われるのが落ちだと思えますが、埼玉県1位という触れ込みのパンチ力が優ったようで、そんな企画が通り、この地域の顧問先を紹介する事によって、少しでもお客さんと呼び込むとか発信出来るようになるのかなと。

あとはナック5さんから書籍の紹介かつ長瀬、秩父通の方というような立ち位置で出演しませんかという打診がきていたりしています。私の知名度が上がる事によって、メディアへの出演が増える事によって、地元情報を発信出来るようになれば、それが一つの恩返しなのかなと思っています。

もう少し顧問先数が増えると、日本一が見えてきます。日本一までいくと、更に各種メディア映えて面白い事になるのかなと思っています。応援するので、日本一を取って来いという方がいれば、ぜひ顧問にお迎え頂ければと。

創業の地の皆野長瀬の地に何か貢献出来るように引き続き頑張っていきたいと思っています。ですので、ご指導をお願いしたいと思います。



出席率 71.4%